一般社団法人日本パラカヌー連盟
トレーナー委員会運営規程

（総則）
第 1 条
本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「連盟」という）のトレーナー委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定める。 本委員会会の組織、活動方法などはこの規程の定めるところによる。

（目的）
第 2 条
本規程は連盟内の健康と安全、及び選手強化を目的として設置する本委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。カヌー競技に関連するあらゆる事案について、連盟に登録するナショナルチームスタッフ及び選手の意見を取りまとめ、連盟の意思決定機関である理事会に報告とともに、各種スタッフや選手の育成並びにカヌースポーツ及びパラスポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第 3 条
本委員会は次の事業に関して審議し、理事会の承認を経てこれを実施する。
（1） 選手強化事業のトレーナー業務の企画、運営に関すること
（2） 選手に対するトレーナー業務に関する事項の指導をすること
（3） 選手強化事業のトレーナー業務に係わる情報収集に関すること。
（4） カヌースポーツ及びパラスポーツにおけるトレーナー部門の普及と発展に関すること
（5） その他、日本パラカヌー連盟の目的達成に必要なこと

（協議事項）
第 4 条
本委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により第 3 条の事業内容以外に次の各事項について協議しトレーナー委員会員、その事項に関係するものの意見を形成し、理事会に報告する。
（1）トレーナー業務に関すること
（2）トレーナー分野の研究や推進環境の改善や整備に関すること
（3） パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
（4）トレーナーサポート環境の整備・改善に関すること
（5） スタッフや選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること

（6）カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
（7）連盟主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
（8）JPC各種専門委員会との協力・連携に関すること
（9）その他、理事会から依頼されたカヌースポーツに関すること

（委員の選出）
第 5 条
（1）委員長は員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
（2）委員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

（構成）
第 6 条
委員会の構成は、次のとおりとする。
委員長　1 名
副委員長　1～2 名
委員

（委員長・副委員長の職務）
第 7 条
（1）委員長は本委員会を代表し、本委員会の事業を統括する。
（2）副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

（委員の資格）
第 8 条
本委員会の委員の資格は次のとおりとする。
（1）理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師その他これらに準ずる資格を有すること
（2）連盟一般会員でパラスポーツの発展に寄与し、自己研鑽を行えること
（3）連盟に関する活動に際して懲戒処分その他の不利益処分を受けたことがないこと
（4）礼節を尊重し社会的規範を守り、会員の模範になる行動ができること
（5）委員会に出席し、公正な立場で意見を述べることができること
（6）理事会の方針に従い、健康と安全及びトレーナー部門に関する強化に努めることを誓約すること
（7）日本代表チームの一員としてチームビルディングに努め行動できること

（任期）

第 9 条

（1） 委員長、副委員長、委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

（2） 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（3） 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

（委員会の会議開催）

第 10 条

（1）会議たる委員会（以下、単に「委員会」という。）は、四半期ごとに 1 回以上開催するものとし、委員長が招集する。委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることが出来る。

（2）会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。

（3）欠席する者は予め書面を以て欠席の理由及び委員会に付議される事項についての意思を示すこと。

（議長と委員会運営）

第 11 条

（1） 委員会は委員長がその議長の任を行うものとする。

（2） 委員会を開催する際は、その委員会の議事録を作成し理事会に提出することとする。

（決議）

第 12 条

（1） 委員会は、委員長、副委員長が出席し、かつ委員の過半数が出席しなければならない。

（2） 議案は、議決権の過半数の賛成をもって決議されることとする。

（3） 決議された内容は理事会に提出し、理事会によって最終決議され承認される。

（活動計画等）

第 13 条

（1） 委員長は、年間の活動計画を担当者に策定を指示するものとし、11 月末までに作成し理事会に提出する。承認された後、その計画より予算を事務担当者が策定する。年間活動計画事業の実施及び予算については、理事会の承認を得なければならない。

（2） 本委員会の各事業活動の詳細（予算含む）は、事業を実施する前に委員会によって議論した上で決定する。事業実施期間中に変更がある際には予算の範囲内で変更することとする。

（3） 委員会の活動により旅費が生じた場合には、連盟の旅費規程に準ずる。

（事務局）

第14 条
委員会の事務は事務局が行う。

附則
（1） 本規程の改廃は、理事会の決議による。
（2） 本規程は 2022 年 3 月 16 日より施行する。
（3） 2024 年 3 月 25 日　改訂
（4） 2024 年 7 月 18 日　改訂